



第29号

令和4年 4月11日

東ト協 適正化事業部

## 自動車運送事業者が運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルが改訂（飲酒運転対策の強化）

自動車運送事業者には、事業用自動車の運転者に対して、輸送の安全の確保のために必要な事項（「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」）に関して適切な指導監督をしなければならないことが義務付けられており、巡回指導においても重点項目に指定されています。

今般、指導監督を具体的に実施する際の手引き書となる国土交通省の「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」が改訂され、飲酒運転対策を推進、強化するうえで、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導監督の実施に参考となる情報として下記の内容が追加されています。

### 【改訂の概要】

- (1) アルコール依存症に関する基礎知識の拡充 ※本編P 98～P 100
  - ① アルコール依存症の定義
  - ② アルコール依存症の症状の例
  - ③ アルコール依存症の診断基準（ICD-10診断ガイドライン）
  - ④ アルコール依存症スクリーニングテスト・アルコール使用障害同定テストの活用
- (2) アルコール依存症の対応方法 ※本編P 101～P 102
  - ① 職場全体での疾病者に対するサポート
  - ② 事業者としての疾病者に対するサポート
  - ③ 事業者独自の飲酒運転対策の取組事例の紹介

マニュアルの概要、本編、改訂箇所の詳細は、全ト協HPをご参照ください。

([https://jta.or.jp/member/anzen/anzen\\_kisoku\\_kaisei20180604.html](https://jta.or.jp/member/anzen/anzen_kisoku_kaisei20180604.html))

自動車運送業界から飲酒運転を撲滅するために本マニュアルの改訂箇所をご活用いただき、従業員への指導、監督にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### <巡回指導等に関するお問い合わせ先>

(一社) 東京都トラック協会 適正化事業部

TEL 03-3359-4138 / FAX 03-3359-6009